

○国立大学法人筑波大学キャンパス交通システムに関する規則

〔平成17年8月23日〕
法人規則第49号

改正 平成25年法人規則第10号

平成25年法人規則第29号

平成25年法人規則第37号

平成26年法人規則第1号

平成30年法人規則第8号

令和元年法人規則第14号

国立大学法人筑波大学キャンパス交通システムに関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が、筑波大学の学生等並びに法人の役員及び職員のキャンパスにおける移動及びこれらの者の通学、通勤等の便宜を図るため実施するキャンパス交通システム（以下「交通システム」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交通システムの実施等)

第2条 法人は、一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する路線バスのうち、つくばセンターと筑波キャンパスの間の特定路線区間（以下「特定区間」という。）に係るものを活用して、交通システムを実施するものとする。

2 前項の特定区間は、別図のとおりとする。

(交通システムを利用できる者の範囲)

第3条 交通システムを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 筑波大学の学生
- (2) 筑波大学の科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別学修生及び日本語研修生
- (3) 筑波大学の研究員（国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第2条に規定する研究員をいう。）
- (4) 法人の役員及び職員
- (5) その他法人が適当と認める者

(利用料等)

第4条 交通システムを利用する者は、法人に対し、年度ごとに、利用料9,500円を支払うものとする。ただし、前条第4号に規定する者が、法人の業務等のために交通システムを利用

する場合であって、法人が認めたときは、この限りでない。

2 利用料は前納とし、納付した利用料は、返付しない。

(利用証)

第5条 法人は、前条第1項本文に規定する利用料を支払った者（同項ただし書の規定により、利用料を支払う必要がないと法人が認めた者を含む。以下「利用者」という。）に対し、交通システムの利用証を交付するものとする。

2 前項の利用証は、一般乗合旅客自動車運送事業者が発行する特定区間に係る企業定期券をもって充てる。

3 法人は、前条第1項本文に規定する利用料の収納及び第1項に規定する利用証の交付の手続きを、別に指定する者に代行させることができる。

4 前3項に規定するもののほか、利用証に関し必要な事項は、別に定める。

(利用方法)

第6条 利用者は、交通システムを利用するときは、常に利用証を携帯し、特定区間内の路線バスの乗降の際に、利用証を提示するものとする。

2 利用証を携帯しない者は、交通システムを利用することはできない。

3 前2項に規定するもののほか、利用者は、一般乗合旅客自動車運送事業者が定める路線バスの利用方法に従わなければならない。

(統括者等)

第7条 交通システムの統括者は、総務を担当する副学長とする。

2 交通システムに関する事務は、総務部総務課及び関係部課室等が行う。

附 則

1 この法人規則は、平成17年8月24日から施行する。

2 法人は、施行日前においても、この法人規則を実施するために必要な手続きを行うことができる。

3 第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成17年度（平成17年8月24日から翌年3月31日までをいう。次項において同じ。）の利用料は、次の表のとおりとする。

利用する者	利用料
第3条第1号及び第2号	2,450円
第3条第3号、第4号及び第5号	4,900円

4 第4条第1項本文、同条第2項及び前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、法人は、第3条第5号に規定する者の平成17年度の利用料を、2,450円とすることができる。

5 第3条第1号に規定する筑波大学の学生には、当分の間、筑波大学医療技術短期大学の学生を含むものとする。

附 則（平25.3.14 法人規則10号）
この法人規則は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平25.3.28 法人規則29号）
この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.5.30 法人規則37号）
この法人規則は、平成25年8月10日から施行する。

附 則（平26.1.30 法人規則1号）
この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平30.2.22 法人規則8号）
この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令元.11.28 法人規則14号）
この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

別図（第2条関係） 交通システム路線図

